

令和7年度 久留米市

市民活動保険

保険料はかかりません
加入手続きは不要です



令和7年6月1日16時～令和8年6月1日16時までに発生した事故が対象です

市民活動保険ってどんなもの？

市民活動中にけがをしたり、他人にけがをさせたり他人の物を壊したりした場合の補償制度です。保険料はかかりません。市が保険会社と契約し、保険料を負担しています。事前の加入手続きは不要です。事故発生後に手続きをしていただきます。

けがや事故は予防ができます

久留米市ではけがや事故を予防する「セーフコミュニティ」に取り組んでいます。

- ・活動者の役割分担は、経験・年齢・体力を考慮していますか
- ・活動当日の天候・気温を考慮した計画ですか
- ・活動場所の状況を把握し、事故防止策は立てていますか
- ・活動スケジュールは十分な余裕（休憩等）があり、無理のない活動ですか
- ・使用する道具・機器の点検は済んでいますか



対象になる団体・人

■市民活動団体

5人以上で市内に拠点があり、保険の対象になる活動を行う団体です。

ただし、次の①、②に該当する団体であるかを市が確認します。

①補助金などの助成や、助言・指導を受けるなど、市と関わりがある団体

例：校区コミュニティ組織、自治会、校区社会福祉協議会、環境衛生連合会、老人クラブなど地域の団体

②ボランティア団体やNPO団体等（営利を目的としない団体）で、

市ホームページ上のボランティア情報ネットワークに団体情報を提供している団体

〔暴力団排除を徹底するため、対象団体の構成員が暴力団又は暴力団（員）が関与する団体の構成員であるか否かを福岡県警察へ照会させていただくことがあります。〕

■個人

保険の対象となる団体が行う活動に直接参加する人です。

×対象にならない人⇒イベントの来場者、観覧者、応援のみの人、報酬をもらっている人

対象になる活動

■次の①～③の要件をすべて満たす活動が対象です。

- ①本来の職務を離れ自主的で、多くの人のためになるような（公益的な）活動
- ②継続的・計画的に行っている活動
- ③無報酬の活動（交通費などの実費の支給を除く）

〈活動例〉

- ・社会教育活動…スポーツ、レクリエーション活動、文化活動、講演会など
- ・地域社会活動…まつり、運動会、草刈り、各種清掃、交通安全活動など
- ・青少年健全育成活動…子ども会、非行防止パトロールなど
- ・社会福祉・社会奉仕活動…慰問など

自分がけがをした（傷害補償）

市民活動中に、急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害または死亡した場合に支払われます。
 ※入院・通院補償は、傷病の程度によっては、実際の入院・通院日数分が支払われないことがあります。

種類	内容	補償金額（上限）
死亡補償	事故の日を含めて180日以内に死亡したとき	500万円
後遺障害補償	事故の日を含めて180日以内に後遺障害を生じたとき	障害の程度により15万～500万円
入院補償 （手術補償）	傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため、事故の日を含めて180日の間に入院して医師の治療を受けたとき ※入院中に手術を受けたとき、ただし1事故につき1回に限る	入院1日 3,000円 ※1回の手術に限り、 入院1日3,000円の10～40倍
通院補償	傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため、事故の日を含めて180日の間に通院して医師等の治療を受けたとき ※ただし、通院日数は90日が限度	通院1日 2,000円

他人をけがさせた、他人の物を壊したなど（賠償責任補償）

市民活動中に過失により第三者の身体・財物などに損害を与え、法律上の賠償責任を被る場合に支払われます。※自己負担額（免責）1万円を超える部分が支払われます。

種類	対象になる事故	免責金額	補償金額（上限）
身体賠償	過失により第三者にけがなどをさせてしまったとき	1万円	1名あたり限度額 1億円 1事故あたり限度額 1億円 （食中毒事故の場合のみ期間中 1億円限度）
財物賠償	過失により第三者の持ち物を壊したり、無くしたりしたとき	1万円	1事故あたり限度額 1億円 （食中毒事故の場合のみ期間中 1億円限度）
受託物賠償	第三者からの預かり品などを過失により壊したり、無くしたりしたとき	1万円	1事故あたり限度額 100万円 期間中限度額 100万円

※市が契約する保険契約のため、市が所有する施設等への賠償は対象にはなりません。

次のようなものは補償対象ではありません

〈危険な行為や活動〉

- ・活動する人の故意によるもの
- ・闘争行為によるもの
- ・飲酒中や飲酒後、無免許運転での事故
- ・水難・遭難などの危険な活動によるもの
- ・災害時において、警報発令以上の活動
- ・チェーンソーを使ったもの

〈対象にならない活動〉

- ・宗教、政治または営利目的の活動
- ・趣味の活動
- ・学校行事
- ・飲酒を伴う打ち上げ・親睦会など

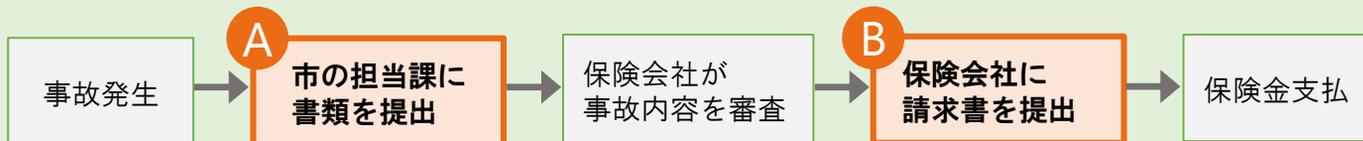
〈傷害事故で対象とならない主なもの〉

- ・仕事中や通勤中の事故によるもの
- ・脳疾患、疾病、心身喪失によるもの
- ・けい部症候群(むちうち症)や腰痛で他覚症状のないもの
- ・日射や熱射による熱中症
- ・細菌性食中毒や病原性大腸菌(O-157等)によるもの
- ・地震、噴火またはこれらによって生じた津波

〈賠償事故で対象とならない主なもの〉

- ・同じ世帯の親族に対するものやペットによるもの
- ・自宅から活動場所までの往復途上の事故
- ・自動車などの運転中のもの
 ※自分がけがをした場合は、傷害補償の対象
- ・地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因するもの
- ・市が所有する施設等に対するもの

事故発生から保険金支払までのおおまかな流れ



⚠ 事故の内容を審査した結果、保険が適用されない場合もあります。

A

市の担当課に書類を提出

事故が発生したら、次の書類を準備して市の担当課に提出してください。
対象の事故であるか分からない場合は、市の担当課または協働推進課へご連絡ください。

提出先 市の担当課（裏面に記載しています）

提出締切 事故発生日から21日以内
※提出が遅れた場合は、遅延理由書が必要です。

提出書類

- 事故発生報告書
- 賠償責任事故の場合は第1号様式、傷害事故の場合は第2号様式
- 活動主催団体の規約
- 実施要領（事業計画書やチラシ）
- 参加者名簿
- その他保険会社が求める書類
- 【活動場所への往復時の事故の場合】経路図
- 【提出が遅れた場合】遅延理由書

準備ができた書類には
✓マークをつけましょう



《賠償責任事故の場合》 ※上記の提出書類に追加

・物を壊してしまった場合は、所有者の氏名、連絡先を確認し、次の書類を準備してください。

- 現場写真、物に対する破汚損写真など
- 修理見積書など

・人にけがをさせてしまった場合は、その人の氏名、連絡先を確認してください。

※相手方と示談するときは？

必ず担当課を通して保険会社に事前に相談してください。

相談なく示談したときは賠償金の一部が補償の対象にならないことがあります。

B

保険会社に請求書を提出

対象となる活動・事故であると認められた場合には、取扱代理店(株式会社スクールキーパー)から受傷者の方へ保険金の請求に必要な書類一式をお送りいたします。
ご記入の上、保険会社(ニューインディア保険会社)へ送付してください。

提出書類 《傷害事故の場合》

- 保険金請求書
- 領収書（写し）
- 診察券（写し）
- 医療機関用の同意書

※診断書が必要な場合

- ・請求額が10万円を超えた場合
- ・その他保険会社から依頼があった場合

《賠償責任事故の場合》

- 【物損の場合】修理領収書（原本）など賠償金の支払いが証明できるもの
 - 保険金請求書
 - 示談書もしくは免責証書など
 - 損害物の写真（損害箇所と全体が分かるもの）
- ※事故発生報告書の提出時に添付した場合は不要

連絡先・問合せ先

※事故報告受付担当課に関するお尋ねやその他保険の内容については協働推進課へご連絡ください。

団体等	担当する課	連絡先
ボランティア団体・NPO	協働推進部 協働推進課	TEL：0942-30-9064 FAX：0942-30-9706
校区コミュニティ組織 自治会	協働推進部 地域コミュニティ課	TEL：0942-30-9014 FAX：0942-30-9706
校区人権啓発推進協議会	協働推進部 人権・同和対策課	TEL：0942-30-9045 FAX：0942-30-9703
【総合支所エリア】 校区コミュニティ組織 自治会 校区人権啓発推進協議会	田主丸総合支所 地域振興課	TEL：0943-72-2111 FAX：0943-72-3819
	北野総合支所 地域振興課	TEL：0942-78-3551 FAX：0942-78-6482
	城島総合支所 地域振興課	TEL：0942-62-2111 FAX：0942-62-3732
	三潁総合支所 地域振興課	TEL：0942-64-2311 FAX：0942-65-0957
女性の会、子ども会 委嘱学級、土曜塾	市民文化部 生涯学習推進課	TEL：0942-30-7970 FAX：0942-30-7971
【総合支所エリア】 女性の会 子ども会	田主丸総合支所 文化スポーツ課	TEL：0943-74-4000 FAX：0943-73-4030
	北野総合支所 文化スポーツ課	TEL：0942-78-2308 FAX：0942-78-7283
	城島総合支所 文化スポーツ課	TEL：0942-62-2117 FAX：0942-62-4466
	三潁総合支所 文化スポーツ課	TEL：0942-64-3020 FAX：0942-64-4687
環境衛生連合会 (協議会・組合)	環境部 環境政策課	TEL：0942-30-9146 FAX：0942-30-9715
防犯協会 交通安全協会	協働推進部 安全安心推進課	TEL：0942-30-9094 FAX：0942-30-9711
校区社会福祉協議会	健康福祉部 地域福祉課	TEL：0942-30-9174 FAX：0942-30-9752
老人クラブ 認知症カフェ よかよか介護ボランティア	健康福祉部 長寿支援課	TEL：0942-30-9207 FAX：0942-36-6845
校区青少年育成協議会	子ども未来部 青少年育成課	TEL：0942-35-3806 FAX：0942-34-9001
小学校・中学校PTA	教育部 総務	TEL：0942-30-9213 FAX：0942-30-9719

【お問い合わせ】 久留米市 協働推進部協働推進課(市庁舎7階)
〒830-8520 久留米市城南町15番地3
TEL:0942-30-9064 FAX:0942-30-9706

【契約保険会社】 ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド(ニューインディア保険会社)
【取扱代理店】 株式会社 スクールキーパー